

中川村商工業振興資金のしおり

【令和2年5月現在】

この資金は、中川村商工業の振興上、真に相当と認められる方に対してのみ融資されます。

資金区分	融資限度額	融資期間	利率(%)	利子補給(%)	保証人	備考
設備資金	1,000万円	7年以内 (据置12ヶ月以内)	2.1	0.7	個人は原則不要 法人は原則代表者を保証人とする	見積書及びカタログ又は図面添付
運転資金	1,000万円	5年以内				2.0
小口資金	1,000万円		10年以内	1.9		
小口零細	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月以内)				1.2
後継者育成資金 設備資金	500万円		3年以内	2.0		
後継者育成資金 研修資金	100万円	特別運転資金 不況対策資金			2,000万円	10年以内(据置12ヶ月以内)

★ 保証料…全額村負担

※ 令和3年3月31日までに融資決定されたもので3年間に限る(4年目以降は1.6%)

【特別運転資金】

特別運転資金利用による借換えの条件

- 特別運転資金の貸付要件に該当すること。
- 返済開始後1年以上経過し、延滞のない村制度資金借入金であること。
- 同一金融機関での借換えであること。
- 借換え対象となる従前の借入金について信用保証協会の別枠保証を利用している場合にあっては、借換えに際して同種の保証を利用すること。
- 借換えに際して対象となる従前の借入金について担保を有している場合は、借換えに際して担保を徴すること。
- 借換えを行った場合は、従前の借入金を一括返済すること。
- 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借換えることはできない。
- 特別運転資金を利用しての借換えは村制度資金に限られ、新たな資金(いわゆる「真水」)を追加することはできない。
- 本制度による借換えは1回に限られること。
- 融資あっせん申込書の「資金を必要とする理由」欄へ資金使途が借換えである旨及び借換え対象となる従前の資金名称、元金返済開始年月日及び借入残高を明記すること。
- 金融機関は事業計画書を徴するなど、事業の内容把握に努めること。

融資を受ける者の要件

- (1) 資金の償還について十分な能力を有すること。
- (2) 村内で事業を営む中小企業者及び村内で開業しようとする者で、村税その他義務的納付金を滞納していないこと。納税状況欄(ゴム印)は税以外の料金も含んだ滞納のありなしを申告してください。

個人事業者の場合、事業所が村外であっても住所が村内にあれば運転資金のみ利用できません。)

申込書類…別表の書類を添えて申し込んでください。

後継者育成資金の資金使途

- (1) **設備資金** 事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地、建物を含む）の取得、増設、改良等のものであって、これにより事業の拡大、品質の向上、コストの引き下げ等が図られ、経営の合理化等に役立たせるもの（計画書添付）
- (2) **研修資金** 能率的な技術又は経営方法を実地に習得するための商工関係団体が行う長期な研修で、旅費、教材費、視察費等研修に必要な費用（他の補助のある研修は除く）。研修日数10日以上で、目的、日程、場所、費用等を明記した主催者発行の通知の写しを添付

特別運転資金

不況対策資金

- (1) 県制度資金（健全化支援資金）の貸付要件を満たす者
 - ①セーフティネット保証1号～8号に該当する者
 - ・経済の変動に伴い事業活動に支障が生じている者で、最近3か月の売上高または売上高（収益性）が前年同期に比べ5%以上減少又は直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少
 - ②取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する者
 - ③東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する者
 - ④経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障が生じており、次に該当する者
 - ・急激な為替相場の変動の影響又は消費税引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高または収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少
 - ・災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少
- (2) 原油価格高騰により燃料費・原材料の上昇等により売上げや収益が悪化し、事業活動に支障が生じている者
 - ①直近3ヶ月の原油又は石油製品若しくは原材料の仕入れ価格が直近決算又は3か月のいずれか同期に比べて上昇している者
 - ②直近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が直近決算又は過去3年のいずれか同期に比べ増加していること。

その他

- (1) 1企業あたりの融資限度額は、貸付残高と合わせて1,000万円です。（後継者育成資金及び特別運転資金は除く）
- (2) 長野県信用保証協会の保証に付して融資を行います。
- (3) 必要に応じ関係書類の提出、実地検査を求めることがあります。
- (4) **融資あっせん借入申込書に必要書類を添付し中川村商工会経由で村(担当課)へ申し込む。**
- (5) **申込み期限は融資実行日10日前(年末年始、年度末は別に定める。)**

申 込 書 添 付 書 類

【●…正本、○…コピー】

必 要 書 類		備 考	部 数	村	保 証 協 会	金 融 機 関	チ ェ ツ ク 欄	
申 込 書 ・ 添 付 書 類	あっせん申込書(3部複写)	村・商工会・金融機関備付	3	●	○	○		
	決算書(個人は確定申告書)	借入れ申込み直近のもの(新規申込者は保証協会用として3期分)	3	○	○	○		
	試算表	決算期より6ヶ月以上経過の場合	3	○	○	○		
	許認可証及び登録証	許認可が必要な業種	3	○	○	○		
	請負工事状況調査表(3ヶ月分)	建設業で許可不要の場合	3	○	○	○		
	村民税完納証明書	村発行(法人・個人とも)	3	●	○	○		
	設置に伴う許可証	建築確認書、農地転用許可書等	3	○	○	○		
	建物	見積書		3	○	○	○	
		設計図		3	○	○	○	
	機械等	見積書	形式・型式が記載されること	3	○	○	○	
		カタログ	同上の機種が掲載されているもの	3	○	○	○	
必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合がある。								
信 用 保 証 を 受 け る た め の 書 類	信用保証委託契約書	印鑑は重ならないように押す 保証人欄の署名は本人直筆に限る	1		●			
	印鑑証明書	申込者	発行後3ヶ月以内のもの	1		●		
		連帯保証人		1		●		
	法人の定款	新規申込者(原本証明付)	1	○	○			
	法人の商業登記簿謄本	新規申込者又は資本金等を変更した者(発行後3ヶ月以内のもの)	1		○			
代表者の住民票 (本籍地が記載されたもの)	新規申込者 (発行後3ヶ月以内のもの)	1		●				

★後継者育成資金は、前表の他に次の書類を添付してください。

必 要 書 類		備 考	部 数	村	保 証 協 会	金 融 機 関	チ ェ ツ ク 欄
後継者である旨の申立書		45歳以下の後継者を有する場合は、用紙に記載されている書類も添付	3	●	○	○	
設備資金	計画書	設備の取得による効果を記載	3	●	○	○	
研修資金	主催者の通知	目的、日程、場所、費用等	3	○	○	○	

★特別運転資金は、別途書類が必要となります。

経営向上計画書並びに商工会経営指導員の経営向上計画に係る意見書（県様式参照）
 セーフティネット保証又は危機関連保証を利用する者は、村長が発行した認定書
 試算表等、要件に該当することを確認できる書類の写し
 倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し

注意事項

- ①あっせん申込書の資金使途欄は、具体的に記入すること。
- ②「新規申込者」とは、長野県信用保証協会との契約が初めての者をいう。
- ③申込みについては、村・商工会・保証協会・金融機関と並行して相談すること。
- ④必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※住所等による制限

個人事業主		個人住所が村内	個人住所が村外
設備資金	村内事務所に設置	○	○
	村外事務所に設置	×	×
運転資金	村内に事務所あり	○	×
	村外に事務所あり	○	×
法人		本社住所が村内	本社住所が村外
設備資金	村内事務所に設置	○	○
	村外事務所に設置	×	×
運転資金		○	×

ご相談・お申し込みは

- ☆中川村役場 振興課 TEL88-3001(代表)
- ☆中川村商工会 TEL88-2073

取扱金融機関

- ・ アルプス中央信用金庫 中川支店
- ・ 八十二銀行 飯島支店・松川支店
- ・ 飯田信用金庫 大島支店